

論文

近世蝦夷地の仏教と寺院

— 有珠善光寺の住職交代について —

高嶋弘志

はじめに

- 1 善光寺住職に関する史料
- 2 善光寺住職の交代

おわりに

はじめに

蝦夷地を直轄した幕府は、来住死亡者の供養と邪宗の取締りを目的に、文化元年（1804）東蝦夷地に3か寺を創建することを決定し、翌年にかけて寺号・初代住職・建立地を選定した。このとき建立された等澗院（様似）・善光寺（有珠）・国泰寺（厚岸）を「蝦夷（地）三か寺」と総称する。この3か寺の宗旨は天台宗・浄土宗・禅宗（臨済宗）が選ばれ、それぞれ將軍家と関係の深い寺院に住職の人選が命じられた。3か寺には東蝦夷地を3分する持場が指定されていた。住僧はこの持場内を廻勤して法要を執行したのである。

様似 帰嚮山厚沢寺等澗院（天台宗、寛永寺）
持場 勇弘～幌泉

有珠 大白山道場院善光寺（浄土宗、増上寺）
持場 山越内～白老

厚岸 景運山国泰寺（臨済宗五山派、金地院）
持場 十勝～択捉

このうち等澗院・国泰寺には多数の文書が現存し、住職の活動を克明に記録しているので、歴代住職の交代・隠退はおのずから明らかとな

る。しかし善光寺は2度にわたる有珠山噴火によって記録類が散逸したため、住職については過去帳によって辛うじて法号と死亡日が知られるに過ぎず、その在職期間はほとんど解明されていないのが現状である。これが善光寺研究の隘路となっていることは否めない。

本稿は、蝦夷3か寺研究の基礎的作業として、江戸時代における善光寺住職の任命から赴任にいたる交代の過程を各種の史料を駆使して考察するものである。

1 善光寺住職に関する史料

善光寺の過去帳に知られる江戸時代の住職は表1に示す7代である。

村上博了『増上寺史』に「北海道開拓と増上寺」の1章があり、善光寺の創建から明治初年の増上寺による北海道開拓までを解説している⁽¹⁾。その典拠が明示されていないが、増上寺所蔵の史料を利用したと推定され、主に初代荘海、2世鸞洲および7世仙海の活動が具体的に記述されている。

善光寺の昭和58年から6年間にわたる修理の調査記録『史跡善光寺跡修理工事報告書』⁽²⁾は、善光寺の歴史を概観するとともに、本堂・庫裡の解体時に土壁襖の下張りから発見された膨大な古文書を紹介している。同文書は北海道立文書館によって修復され、筆跡・内容によって文書群ごとにマイクロフィルム化され、「有珠

表1 江戸時代の善光寺住職

代数	住職	法号	没年月日
初代	荘海	天蓮社祐誉上人荘海大和尚	文化2 (1805) 年5月5日
2世	鸞洲	翔蓮社鳳誉鸞洲僧正	天保14 (1843) 年4月18日
3世	弁瑞	音蓮社響誉弁瑞大和尚	文政8 (1825) 年1月25日
4世	弁定	瑞蓮社麟誉公阿弁定大和尚	嘉永4 (1851) 年10月20日
5世	弁諦	法蓮社貫誉弁諦大和尚	天保7 (1836) 年7月8日
6世	順立	香蓮社栴誉順立大和尚	文久1 (1861) 年12月23日
7世	仙海	法蓮社性誉上人阿一味仙海大和尚	明治5 (1872) 年6月

(注) 『史跡善光寺跡修理工事報告書』による

善光寺文書」の名で公開されている。これら文書群のうち本稿に直接関係するものを挙げると、次のようになる(記号はマイクロフィルムのコマ番号)。

A-01 「辞王城地入大白山／路中日鑑／文化十一戌年從八月廿九日至十一月五日迄」の表題があり、別筆で「響誉上人代」と頭書されている。響誉上人は3世弁瑞のことであり、同人の江戸出立から善光寺入院までを記録する。

B-01 「日鑑／從文政十二己丑年正月至十二月」の表題があり、これに別筆で「麟誉上人御代」の頭書がある。標題の通り文政12年日記であり、4世弁定の任命記事がある。

B-03 天保3年、5世弁諦(弁空)の任命に関する在京日記である。

C-01 天保12年から翌年にかけて、6世順立の任命から蝦夷地赴任中、佐井村に到着するまでの日記と善光寺入院後の日記の2期に分かれ、「栴誉上人代草日鑑」(C-01-29)の書名がある。

C-03 天保13年、6世順立の赴任記で、箱館入津から有珠到着までを記録する。

C-01の一部と認められる。

D-03 嘉永4年から翌年にかけて、7世仙海の任命に関する日記で、増上寺側で書かれた日記の写本と思われる。

E-11 天保3年、5世弁諦(弁空)の任命に関する記事がある。

他-27 「先規御窺書」の表紙があり、先例として初代荘海から3世弁瑞までの箱館滞在中の用務を旧記から抜粋したものである。

この「有珠善光寺文書」は欠落部分が多く、引用に際しては判読不明の文字を□で示した。

善光寺と同時に創建された国泰寺には「日鑑記」と総称される寺務日記が所蔵されている⁽³⁾。創建から文久3年(1863)まで約60年間にわたる日記には、善光寺や等澗院と交わされた往復文書が多数記載され、両寺の動向を知ることができる。また「善光寺御伝馬一件写」は4世弁定が住職任命後、松前藩復領後の伝馬・渡海船および先触の「仕来り」について松前藩と交渉した内容が記録されている。これにより弁定の交代の様子が判明する。

3か寺の住職は寺社奉行の内寄合で任命された後、御礼のため登城して將軍に拝謁し(御礼登城)、赴任を前に再び登城して寺社奉行から暇を賜る(御暇登城)ことになっていた(初代のみ「年頭拝賀」があった)。この登城記事は国立公文書館所蔵「江戸幕府日記(柳營日次記)」によって確認できるが、寺号のみで住職名が記載されていないので、住職の特定には他の史料と対照する必要がある。

「江戸幕府日記」に知られる3か寺住職の登城日を表2に表示する。同書には「御礼登城」はほぼ完全に記載されているが、「御暇登城」の記事は時代を経るにしたがい見られなくなるという欠点がある(万延元年以降は欠号)。

表2 「江戸幕府日記」にみる蝦夷3か寺住職の登城

年 月 日	等 澗 院	善 光 寺	国 泰 寺	典 拠（請求記号）
文化 1 (1804). 6. 1.	御礼登城	御礼登城	御礼登城	年録 (164-42)
文化 2 (1805). 12. 1. 12. 7.		御礼登城 御暇登城		年録 (164-42)
文化 4 (1807). 4. 15.			御礼登城	年録 (164-42)
文化 5 (1808). ⑥. 1.	御礼登城			年録 (164-42)
文化 10 (1813). 9. 1. 9. 5.	御礼登城 御暇登城			文化年録 (257-41)
文化 11 (1814). 7. 1. 7. 5.		御礼登城 御暇登城		文化録 (164-52)
文化 11 (1814). 12. 1. 12. 5.			御礼登城 御暇登城	文化録 (164-52)
文政 4 (1821). 12. 28.			御礼登城	文政年録 (164-51)
文政 5 (1822). 4. 28.	御礼登城			編集日記 (257-49)
文政 8 (1825). 11. 14. 11. 19.		御礼登城 御暇登城		文政年録 (164-51)
文政 12 (1829). 4. 28.			御礼登城	文政年録 (164-51)
天保 2 (1831). 4. 1.	御礼登城			天保年録 (165-1)
天保 3 (1832). ⑩. 1.		御礼登城		天保録 (165-2)
天保 7 (1836). 7. 28.			御礼登城	天保年録 (165-1)
天保 11 (1840). 8. 15.	御礼登城			天保年録 (165-1)
天保 12 (1841). 12. 15.		御礼登城		天保年録 (257-53)
天保 13 (1842). 8. 15.	御礼登城			天保年録 (165-1)
弘化 1 (1844). 10. 15.			御礼登城	弘化年録 (165-15)
弘化 3 (1846). 7. 1.	御礼登城			弘化年録 (165-15)
嘉永 5 (1852). 5. 15.		御礼登城		嘉永年録 (166-23)
嘉永 5 (1852). 8. 15.			御礼登城	嘉永年録 (257-55)
安政 3 (1856). 12. 28.	御礼登城			安政年録 (166-34)

(注) 典拠の書名・請求記号は『内閣文庫国書分類目録』による。⑥・⑩は閏月。

善光寺が所蔵する史料は北海道立図書館のマイクロフィルムによって確認できる。このうち「嘉永四年梅誉上人隠願一件」には、6世順立の隠居に関わる文書が記録されている。また「麟誉上人御代／日鑑／弘化五戊申歳正月従元旦」と称する4世弁定時代の日記があり、住職の交代に関する記事も散見するが、天保年間から明治初年にいたる日記が混在するなど乱丁・錯簡が甚しく利用には注意を要する。

2 善光寺住職の交代

江戸時代の浄土宗は、増上寺を首座とする十八檀林を中心に一宗が形成され、僧侶や住職になるにはこの十八檀林のいずれかで修行することが義務づけられていた。善光寺は本山増上寺から香衣檀林格という檀林に準ずる寺格が与えられていた。その住職は増上寺学頭（伴頭）以上の資格と法器であることを条件とし、十八檀林住職列席のもとに開かれる檀林会の席で決定

される。

増上寺山内には善光寺宿坊が置かれ、両寺間の連絡を仲介した。善光寺の住職は死没した場合を除きほぼ7年から10年で交代するが、満期が近づくと宿坊を通じて「病氣隠居願」を増上寺に提出し、それが承認されると増上寺は寺社奉行に上申し、奉行からは後任住職の人選が命じられる。増上寺では檀林会を開き、推薦された候補者のなかから適任者を選定し、本人の承諾を得て寺社奉行に推薦状を提出する。その後は上述したように寺社奉行の内寄合に出頭して任命を受け、2度にわたる登城の後、蝦夷地へ赴任するのである。

初代荘海（祐誉）

初代荘海は丹後国久美浜本願寺の住職であった⁽⁴⁾。もと常陸笠間藩士落合和右衛門の家来で、俗名を中原作平という。天明4年（1784）京都詰であった落合の元を出奔し、みずから落髪して大坂西方寺に入り祐誉の弟子となった。荘海を名乗って「年々前非懺悔之上」修行に励み、諸国を行脚して精進に努めたため、その功が認められ丹後国の一寺に住持したという。これが久美浜本願寺である。荘海が善光寺住職に任命された後、西方寺当主方誉の願い出により、落合から屋敷の出入禁止が解除されたのである⁽⁵⁾。

荘海の住職任命にいたる経緯は『増上寺史』に詳しい。寺社奉行が増上寺に善光寺初代住職の選任を命じたのは享和3年（1803）11月である。このとき増上寺内京都智恩院宿坊の学友から推薦されたのが荘海であった。

文化元年（1804）4月6日、荘海は秀暁（等澗院）・文翁（国泰寺）とともに寺社奉行内寄合の席で住職任命を言い渡され、6月1日「住職之御礼」のため江戸城に登り、將軍家齊に御目見得した。その後、新寺の創建にあたって細々とした手続きを要したが、文化2年（1805）正月15日に3住職はそろって登城して年頭拝賀の儀に臨み、3月7日には再び登城して御暇を許されている。

3住職が江戸を出立した日はそれぞれ異なっている。荘海の出立日について興味深い史料がある。

東蝦夷地等澗院外二ヶ寺之内、文化二丑年四月二日、同三寅年五月十四日、同十一戌年八月廿九日出立之節、御朱印御証文人馬二候哉、或者賃伝馬二候哉、取調可申立旨被仰聞相調候処、則左之通御座候。

文化二年四月二日 人足拾六人、馬五疋
此分御朱印番馬込勤解由方被差出候例無之、賃伝馬番者小宮善右衛門候処、帳面焼失留無御座候。

同三年五月十四日 馬五疋
此分同様帳面焼失、留無御座候。

同十一戌年八月廿九日 馬三疋
此分馬込勤解由方当番二而差出、蝦夷地御会所と御断書、左之通御座候。

覚

明後廿九日朝六時出立

一、馬三疋 蝦夷地善光寺
宿所芝増上寺山内三島谷大笠寮内
右者千住宿迄之積を以、右日限所付之通可差出候。以上。

（文化11年）戌八月廿七日 蝦夷地会所 印
伝馬所江

（「撰要永久録」御用留巻20「東蝦夷地三ヶ寺出立」）

これは3か寺住職の江戸出立に際し、松前藩が復領後の文政9年6月、「人馬継立之儀」につき先例を照会したとき、幕府御伝馬役から寄せられた回答の一部である。ここに出立の日として「文化2年4月2日」「文化3年5月14日」「文化11年8月29日」の3か日が記録されている。

3か寺の住職は文化2年4月相次いで江戸を出立するが、国泰寺文翁は4月19日、等澗院秀暁は4月21日に出發しており⁽⁶⁾、4月2日に江戸を出發したのは善光寺の荘海以外にいない。ちなみに「文化3年5月14日」、「文化11年8月29日」も等澗院・国泰寺に該当する住職がいないので、それぞれ2世鸞洲、3世弁瑞の出立

日と考えられる。

ところで莊海は江戸を出発して間もなく病を得、箱館に到着したところで亡くなってしまう。任地有珠を目前にしての急逝であった。

莊海に随行した弟子密成が後年記した偈文が善光寺宝物内より発見されている⁽⁷⁾（仮に読点を補った）。

吾亡師奉 台命將往蝦夷善光寺之日、東都三縁山大僧正 倫譽老上手書所賜也、吾師時不幸罹于疾、然以奉 命之重勉強而往、発東都二十余日、乃獲到奥之南部、自此海上十有八里達蝦夷之境遇、風波暴不可以舟留駛亭五月、吾師疲甚召医進薬乃稍得安、既而天晴、風定舟師促行、於是扶將上舟行未数里、其疾殊革、遂到箱館寂於称名寺、文化乙丑（2年）五月五日也、……時弟子輩涕泣憂懼不知所為、特頼 国家威恩以獲伝昇其屍、尚行六日程而達大白葬之善光寺、不肖止歳、余為營墳墓以塔其上、明年丙寅（3年）辞帰東都、丁卯（4年）省音徴老師於京師、今茲発遺篋得送亡師、……

（『史跡善光寺跡修理工事報告書』）

すなわち莊海は赴任途中の文化2年5月5日、宿泊した箱館称名寺で没し、亡骸は弟子たちの手で有珠に運ばれ善光寺に葬られたのである。公儀の手前その死は伏せられ、増上寺は10月18日を命日としている⁽⁸⁾。

2世鸞洲（鳳譽）

莊海急死の報を受けた増上寺では文化2年10月18日緊急談林会を開催し、後任の住職に小石川伝通院所化（月行事席）の鸞洲を選んだ⁽⁹⁾。急な話に驚いた鸞洲は辞退を申入れたが聞き入れられず、21日増上寺念海大僧正に承諾の挨拶をしたのである。

11月16日増上寺に寺社奉行脇坂中務大輔から呼出状が届き、翌日役僧麓巖が出頭すると、役人から次の達書を渡される。

小石川伝通院所化 鸞洲

右明十八日五時安芸守内寄合江可罷出候。

十一月十七日

増上寺役者 壱人

右明十八日五時安芸守内寄合江可罷出候。

十一月十七日

（増上寺「役所日鑑」文化2年11月16日）

すなわち増上寺の役者同道で大久保安芸守宅の内寄合に出頭すべしとの内容で、11月18日鸞洲は正式に寺社奉行から任命されるのである。その後、表2に見える文化2年12月1日の「御礼登城」、同12月7日の「御暇登城」が鸞洲のものであることは確実である。

ところで鸞洲は筑後国（一説に筑前国）に生まれ、博多妙円寺演誉上人の弟子となり、後に伝通院賢洲上人の門に入って学頭の地位についた⁽¹⁰⁾。

御料之砌、文化二丑年十二月拙寺先住鸞洲御暇被下候以後、脇坂中務大輔殿江奉願、筑後国迄帰国仕候例も御座候間、何卒願之通被 仰付被下候様奉願候。……

（国泰寺「善光寺御伝馬一件写」）

鸞洲は国元に残した老母を案じ、「御暇登城」を済ませた後、寺社奉行から特別に許可を得て郷里の筑後に帰ることができた。『増上寺史』には、4月2日郷里に下って母との対面を果たし、母の居住する黒田藩に挨拶して帰府したと書かれている。

また同書によれば、鸞洲は文化3年5月14日江戸を出立し、6月20日有珠に到着、入院式を執行したという。ちなみに箱館到着の日は善光寺の次の文書に示される。

二代鸞洲儀、文化□□□□十二日南部佐井ら箱館江入津、船頭案内ニ而町役人江相届候処、早速迎船参候。右船江乗移り着岸致し候処、町役人兩人・亭主役老人出迎、右案内ニ而浄土宗称名寺江旅宿被 仰付、同十五日迄止宿罷在候。

（「有珠善光寺文書」他-27-07）

上記の不明字は「文化三年六月十二日」と考えられ、この日箱館に到着した鸞洲一行は称名寺に宿泊し、16日有珠に向けて出立したのである。

有珠における鸞洲はアイヌ民族に積極的な布

教活動を展開し、法筵に連なる者 500 余人を数えたと伝えられる⁽¹¹⁾。

善光寺を含む 3 か寺の住職、慈順(等澍院)・鸞洲(善光寺)・萬全(国泰寺)はそれぞれ隠居願を出していたが、文化 10 年 8 月 18 日付で一斉に許可され、同時に等澍院の後任住職に恵統が任命されている⁽¹²⁾。

江戸に帰った鸞洲は大僧都を経て僧正の地位に昇り、浅草誓願寺の住職に就任した。「いたる処、貴賤服従して、法沢にうるほうもの数をしらず」⁽¹³⁾と慕われた名僧であった。

なお鸞洲に随行して善光寺に赴任した役僧に、伝通院における弟子大基(立誉)がいる。大基は善光寺幹事を務めること 4 年、文化 6 年京都に出て天台・唯識・華嚴を修めたと伝える⁽¹⁴⁾。

3 世弁瑞(響誉)

鸞洲の隠居後、弁瑞が後任住職に選出されたが、その経緯ははっきりしない。ただし善光寺の「先規御窺書」に次の一節がある。

文化十年酉九月後住弁瑞と交代之節、為路用金拾壱両箱館御役所被下之候。

(「有珠善光寺文書」他-27-07)

これによれば、鸞洲の隠居が許可された翌月に弁瑞が任命されたことになる。しかし「江戸幕府日記」には文化 11 年 7 月 1 日「御礼登城」、7 月 5 日「御暇登城」とあって 10 か月もの懸隔があり、「先規御窺書」の記述には多少の疑問が残る。

弁瑞は羽前国山形に生まれ、佐藤嗣信の玄孫と伝える。幼くして父が逐電し、7 歳のとき父の行方を尋ねるため出家して諸国を巡遊した。初め禅門に入ったが、その後浄土宗の寺を点々とし、二本松台運寺の順誉上人に師事したという⁽¹⁵⁾。

「有珠善光寺文書」の「辞王城地入大白山路中日鑑」は、弁瑞が文化 11 年 8 月 29 日に江戸を出立し、12 月 2 日有珠に到着し入院式を執行した記録である。また次の史料によって箱館到着は 10 月 18 日であることが判明する。

三代弁瑞儀、文化十一戌年十月十七日南部佐井浦より渡海之節、風順不宜ニ付、翌十八日暁箱館江入津着岸之節、出迎其外取扱向先代之通相違無御座候。旅宿之儀者内澗町和賀屋宇兵衛宅ニ御座候。

(「有珠善光寺文書」他-27-07)

弁瑞在職中の文政 5 年(1822)は善光寺の歴史にとって大きな出来事がおきている。そのひとつが有珠山の噴火である。この年閏正月 16 日夜から地震がはじまり、日を追って回数が増え、19 日にはついに有珠山が鳴動し地表から黒煙が噴き出した。寺では「一同安全之御祈願」を勤行し、虻田詰合の指示にしたがい本尊を守護して船でフレナイ(現虻田町)に避難し、その日の深夜にはベンベ(同)に移っている⁽¹⁶⁾。さらに 2 月 29 日には山越内に移り、ここに本尊を安置する阿弥陀堂を建てている。有珠に帰住するのは天保 5 年(1834)の暮、5 世弁諦の時代である。その間の 12 年間余はこの阿弥陀堂(安政 4 年に円融寺と公称)に起居を余儀なくされたのである。

いまひとつの出来事は蝦夷地が幕府から松前藩に返還され、この年 3 月善光寺を含めた 3 か寺が松前藩に引き渡されたことである。3 か寺にとっては従来の「仕来り」が守られるかどうか最大に関心となり、盛んに情報が交換された。

文政五年年正月中蝦夷地一円御返地之旨被仰出、同三月中三ヶ寺儀者是迄之通被建置候趣被仰渡冥加至極難有奉存候。住職弁瑞儀早速箱館御役所江罷越、諸般相伺候処、万事是迄之通ニ候。併奉行之進退志摩守ニ相成候事故、寺料・手当且寺院修復等之儀相願可申候。……右先住弁瑞書留之趣御座候。

(国泰寺「善光寺御伝馬一件写」)

蝦夷地の返地を伝えられた弁瑞はただちに箱館役所に出頭し、「万事是迄之通」の言質を得たのである。

弁瑞もまたアイヌの子弟に仮名文字を教え、アイヌ語の「念仏上人子引歌」をつくるなど布

教に努めたと伝えられる⁽¹⁷⁾が、在職中の文政8年（1825）1月25日没している。

4 世弁定（麟誉）

弁定は丹波国の人で、初代荘海の法縁にあたる人物だという。『増上寺史』によれば、文化の末善光寺が炎上し、避難した弁定は峠下（現七飯町）に一行院を建てたと伝える。この善光寺炎上の記録は他にないが、弁定が住職任命以前に善光寺に赴任していたことは次の史料から裏付けられる。

（文政8年3月3日）善光寺役僧弁定登城ニ付、某席案内被仰付候ニ付、御鍵之間東之方へ相詰、夫と直々弓之間江案内手札受取、献上之扇子二箱、弓之間江持出、夫と御用人近藤兎毛殿へ申達候処、同人罷出披露之上御返答相済、退出之砌某御式台東之方中程へ罷出、尤火鉢煎茶者御徒士兩人ニ而差出。

（『和田家諸用記録』『松前町史』史料編2）

すなわち弁定は3世弁瑞の役僧であり、弁瑞没後の無住の時期に寺務を執っていたのである。この松前登城の後、江戸に帰ったものと思われる。

弁定の住職任命から蝦夷地到着までの記録が国泰寺「善光寺御伝馬一件写」である。これは文政8年から翌年にかけて、松前藩復領後の伝馬・渡海船および先触の「仕来り」について、江戸の松前藩役人と折衝を重ねた記録である。

拙寺儀、去酉年十一月六日住職蒙 仰、同十九日御暇被下置候処、奥州地者雪路ニ而人馬通行難渋仕候ニ付、御掛土井大炊頭殿江奉願越年仕、御伝馬并渡海船等之儀願立滞府仕候処、主伴之手当無之難渋仕候間……

（文政9）戌九月 蝦夷地善光寺
増上寺御役者中

（国泰寺「善光寺御伝馬一件写」）

弁定は文政8年（1825）11月6日住職に任命され、11月19日に「御暇登城」があった。表2にみるように、その間の11月14日に「御礼登

城」があった。松前藩との交渉が長引き、その度に赴任の延期を繰り返したため、江戸出発は大幅に遅れ翌年10月であった。

弁定の江戸出立から山越内までの旅程は次のように書かれている。

一、寺社監土井侯并ニ太田侯江為御届御暇乞御直参之事。

拙寺儀、明後五日暁六ツ時蝦夷地江出立仕候。此段御届申上候。以上。

（文政9）戌十月三日 蝦夷地善光寺
土井大炊頭様御役人中

一、十一月三日佐井着、七日出帆、八日上陸、足軽兩人・名主・亭主役兩人御先立ニ而称名寺江御安着、名主を以役所江相届候事。

一、十一月晦日御出立、足軽兩人御先払、名主同断、同行等三本木迄御見送。

一、十二月三日山越内御着、支配人・役夷等沼尻迄御出迎、下役場所境、医者同断、詰合傍示杭迄各上下ニ而御出迎。

一、四日御進山、詰合先詰いたし居候事。

……院代・隨身等御出迎、入門式云々。

一、十二月十二日交代届詰合迄差出之。

（国泰寺「善光寺御伝馬一件写」）

これにより弁定は10月5日江戸を出立し、11月8日箱館に上陸、12月3日山越内に到着し、翌日仮堂となっていた阿弥陀堂に晋山し入院式を執行したことがわかる。

弁定は任期のすべてを山越内の阿弥陀堂で過ごし、有珠に帰ることはなかった。その間、弁定は善光寺の鷲木（現森町）への移転を寺社奉行に訴えていた。寺社奉行の照会に対して、松前藩が提出した文書が残っている。

志摩守領分東蝦夷地ウス場所去ル午年（文政5年）山焼地変ニ付、善光寺儀同所ニ住居難仕、ヤムクシナイ阿弥陀堂ニ罷有、既ニ九年程ニ相成候得共鎮火不仕、迎も元場所ウスニ而者永住難相成候ニ付、蝦夷地入口六ヶ場所鷲木と申村江転地之儀願上、無余儀筋ニ被思召候得共、蝦夷人住居之場所江余り程遠く相成候而者如何ニ思召、右鷲

之木之外相当之場所無之候哉、且右場所江
 転地之儀被成御伺候而も於志摩守方ニ差支
 無之候哉之旨、去寅年七月中家来之者被召
 呼御達御座候ニ付、追々在所表并場所々迄
 取調候趣左ニ申上候。

（「松前藩江戸日記」天保2年1月25日）
 さらに鷺木は蝦夷地から遠く善光寺建立の趣
 旨に違背する、現在の山越内にそのまま転地す
 るか、他の場所でもよいが余り奥地になっては
 不都合である、という家臣の調書を添えている
 が、結局移転は実現しなかった。

弁定の隠居願が許可されたのは天保3年
 (1832) 6月18日であった。

昨辰之六月十八日願之通り隠居被仰付、且
 亦後住之人同年十一月十八日御用番土屋相
 模守殿内寄合ニおゐて鮫ヶ橋香蓮寺弁空師
 江台命被仰付候段、御吹聴申被下候事。

（国泰寺「五代文道日鑑記」天保4年2月1
 日）

同年11月18日寺社奉行土屋相模守から後任
 住職として鮫ヶ橋香蓮寺住職の弁空が任命され
 ている。

隠居が認められた弁定は持名院を名乗り、「院
 代名目」として奥地を巡回し、天保4年4月24
 日から5月3日まで厚岸に滞在している⁽¹⁸⁾。そ
 の頃、天保2年厚岸場所ウライヤコタンでおき
 たイギリス船との戦闘を契機に、3か寺が所蔵
 していた尊牌（歴代将軍の位牌）を江戸に移す
 ことが問題となっていて、弁定は国泰寺5代文
 道と取扱いを協議したのである⁽¹⁹⁾。

ところで弁定は、次の史料が示すように「仏
 彦」とも称していた。

猶々文政九戌年中善光寺四代目仏彦上人、
 私領ニ相成候処始而下向ニ付、御伝馬并ニ
 此御手当金式口之儀も先代拙寺江両度 御
 用会所ニ而滞府中御手当金相下り候ニ付、
 右之振合被申立候。

（国泰寺「五代文道日鑑記」文政12年6月
 22日）

この「仏彦上人」は「善光寺御伝馬一件写」
 にも登場するが、善光寺側の史料には弁定の別

号であったと記されている⁽²⁰⁾。

5 世弁諦（貫誉）

上述したように、5世住職に任命されたのは
 鮫ヶ橋香蓮寺の弁空である。この弁空という名
 は現在知られている善光寺住職には見えない名
 である。しかし次の史料によって弁空は弁諦の
 旧名であることが判明する。

（天保3年11月13日）深川靈巖寺江丈室被
 罷出候処、去年中ハ内々願之儀有之、深川
 様弟子成ニて弁諦と御因名改名候事。尤是
 因縁之筋書立、且ハ芝山勇順和尚ハ内々沙
 汰被致候間、此段願出候也。

（「有珠善光寺文書」E-11-03）

すなわち弁空は深川靈巖寺で修行した僧であ
 り、同寺住職の名に因んで弁諦と改名したいと
 出願したのである。弁空の師は靈巖寺27世の諦
 誉哲巖であり⁽²¹⁾、この「諦」の一字を譲られた
 のであろう。この改名が正式に許可されたこと
 を示す史料を欠くが、蝦夷地赴任前には改名を
 済ませていたと考えるのが自然である。

「有珠善光寺文書」から弁空の任命に関わる部
 分を抄出する。

（天保3年10月21日）深川靈巖寺江蝦夷地
 善光寺住職奉願候。即日縁山宿坊江内々打
 合有之候事。

（10月22日）芝山宿坊勇順和尚江内々聞合
 伺ニ遣し候処、勇順和尚ハ書面来ル。外ニ
 望之僧も無之候間、御願可被成之事。翌日
 靈巖寺其趣を以願出候処、則書翰可被出候。
 増上寺御役者中 靈巖寺。

（10月26日）芝山役所願出、帳場大超和尚
 今般蝦夷地善光寺無住ニ付、靈巖寺丈室ハ
 願立之趣追而披露之上、此方ハ沙汰可致候
 事。則日深川此段相届候事。同日芝山より
 差紙来ル。□□尋候儀有之候間、明日中登
 山可被致候事。同日役所鮫ヶ橋香蓮寺江貸
 銭百五十文出ス。

（10月27日）役所ハ罷出候処、帳場大超和
 尚被申候二者、法臘何年、世寿何歳之尋有
 之候。依之法臘十九年、世寿三十六才答申

候事。

（「有珠善光寺文書」E-11-01）

次は上記と異なる史料であるが、関連する内容をもっている。

（10月27日）演
翁和尚面謁ニ及
披露之旨被申、

法臘十九年	香蓮寺
世寿三十六歳	弁空

引取候事。尤手札ニ認如左差出候事。

右相濟帰掛、春我和尚寮へ参入、万端可然遣候事。

（10月28日）今日御書上ニ而役者善空和尚脇坂侯江持参之事。廿九日……土屋殿ニ而善光寺住職之僧可申付候と被申渡候事。是ハ御書上御付□、□□□殿□□□□とて今日脇坂殿江参上、昨日之□□□土屋相模守殿江被持参候事。依之御達如左。

貴□□□鮫河橋香蓮寺弁空蝦夷地善光寺住御書上ニ相成候。此段御達可申如斯御座候。

（「有珠善光寺文書」B-03-01）

この2点が弁空の任命に関わる史料であることは疑いない。これによると、新任職の人選には深川靈巖寺住職が深く関与していた。弁空はみずから善光寺住職を志願し、靈巖寺に推薦を依頼したのであろう。本山増上寺は靈巖寺の上申を受け、弁空に登山を命ずる。10月27日増上寺に登山した弁空は、帳場の大超和尚から法臘（修行年数）・年齢を尋ねられ、「法臘十九年、世寿三十六歳」と答えた。翌日、増上寺では弁空の推薦状を書き上げ、寺社奉行に提出したのである。このとき檀林会がどのように機能したのかは不明である。

その後、寺社奉行から弁空の法歴について増上寺に問合せがあり、役僧が覚書をもって回答している。

土屋相模守殿ハ御尋ニ付、役僧隆存を以差出候書面左之通。

覚

鮫ヶ橋香蓮寺 弁空

右之僧、生国肥前ニ而深川靈巖寺江掛錫仕候事者文化十一戌年ニ御座候処、則年

靈巖寺江着仕、拾四ヶ年修学出精仕候而文政十亥年右寺江住職仕、如法堅固ニ寺務罷在候。尤学業ニ相達候と申程ニ者無御座候得共、一宗書籍安心之趣者相弁罷在候事故、説法教化之儀一分者相勤り申候。右依御尋申上候。以上。

十一月 増上寺役僧

（増上寺「役所日鑑」天保3年11月9日）

随分とへり下った内容であるが、ここに弁空の経歴が明らかになる。弁空は肥前国生まれで、文化11年（1814）深川靈巖寺に入り、14年間の修行を経て、文政10年（1827）以来香蓮寺住職を勤めていた。靈巖寺と弁空との深い関係は明らかで、弁空の推薦に靈巖寺が深く関わった事情も理解できよう。

そしてついに寺社奉行から任命を受けることになる。

（11月17日）芝宿坊よりハツ半時差紙来り候。早速登山致候処、蝦夷地善光寺住職御内意有之候事。

（11月18日）於寺社御奉行□□□住職被仰付有之候。尤御役人廻り致候事。

（11月19日）四ツ半時僧正様江御目見いたし、畢而山内廻礼之事。

（11月20日）深川丈室江住職之披露仕、夫より同山内廻礼并松前殿江披露参入之事。畢而鮫ヶ橋香蓮寺江帰宿いたし候事。

（「有珠善光寺文書」E-11-03）

11月17日善光寺住職任命の内意があり、翌18日寺社奉行の内寄合で正式に任命された。その後は例にしたがい役人への回礼、本山増上寺と世話になった靈巖寺への回礼を行っている。「御礼登城」は天保3年閏11月1日である（「御暇登城」の記事はない）。

弁空の赴任および入院の過程は明らかでないが、次の記事が参考になる（以下、弁諦と称す）。前善光寺持名院様ハ御帰府御隠退ニ而近々御渡海之趣、御状ヲ以御申越し、依之丈室ハ返書并聊之驢儀被相贈如左。

本月八日御認之御芳簡同廿日ニ相達し、雪手拝誦仕候。……然者今般俄ニ御帰府

御隠退之趣被仰聞、扱々御名残之一献も不申上候。是迄者当嶋御隠退と安心仕居候処、一挙万里之羽翼実以遠路故、離別も不申上残念ニ奉存候。随分御壯健ニ御治山可被成候様奉黙祈候。是より者江府幸便之節者呈卑書御尋問申上度、御尊報旁如此御座候。恐惶頓首。

九月廿四日 国泰寺玄宋

前善光寺持名院様

(国泰寺「五代文道日鑑記」天保4年9月24日)

善光寺前住持名院(4世弁定)の帰府の案内が9月8日付で出されているから、それ以前に弁諦との交代を済ませていたことになる。

弁諦の在職中、避難先の山越内からおおよそ13年振りに有珠に帰住した。

大白山より十二月五日附之直書到来如左。

……然者拙寺儀、当春中江戸表江以前之通白元地江帰住仕度旨御願申上候処、去ル九月十二日於間部下総守殿勝手次第可致帰住旨被仰付、依之当二日山越し内出立、同三日ニ白会所江着仕候。御案内之通白寺者悉大破に御座候間、当分雨漏之手配等此節為致、来陽ニも相成候得者御再興出願仕度心事ニ御座候。……

臘月五日 善光寺貫誉

国泰寺御祥室様

(国泰寺「五代文道日鑑記」天保6年1月3日)

弁諦は天保5年(1834)春から有珠への帰住を出願し、9月12日寺社奉行間部下総守の許可を得て、12月3日に有珠会所へ到着した。帰住した弁諦は「仮家」に居住しながら、噴火により大破した堂宇の再建に努めた。その様子が国泰寺へ送った手紙に書かれている。

大白山より去ル十一月廿一日附ニ而寒叙到来。

拙寺儀当春中箱館出湊、帰寺之上従来之志願再建之儀ニ付、委細松家江問合申候処、右之段早速ニ御聞達し候趣御丁寧ニ為御知被下忝奉存候。右再興之儀当夏申

上候通り不取敢本堂修復取掛り候処、可なり当十月頃まで出来ニ付、本尊者本堂江引移し御供養申上居候。猶庫裡・諸堂等当春中松家江問合置候処、漸々十月中松前表より態々出役ヲ以庫裡・諸堂共来陽より明後年迄以前之通り再興被致候趣治定被申越候。

(国泰寺「五代文道日鑑記」天保6年12月25日)

この善光寺再建中の天保7年(1836)7月、弁諦は病気に罹り急死してしまう。しかしその死はしばらく秘匿されることになった。弁諦発病の報せは院代檀立の急用状によって2か寺に伝達されている。

大白山役僧檀立より本月八日附之用書到来如左。

一筆致啓上候。然者当山丈室事、七月六日昼後より俄ニ病氣相発候間、急馬ヲ以ヤムグシナキ詰医両角玄吉江申遣候。六日修夜病体同様漸々相疲候様見へ申候。七日同断外薬も無御座候事故、熊胆・延齡丹補之為進申候処、同様之事ニ而少も其験無御座候。只両角玄吉老相待候而已ニ御座候。八日同断次第ニ相疲候容体ニ御座候間、弟子等一統圍繞インキンニ而称名念仏相勤候。同昼後より御息静ニ相成候間、一同奉案候処、七時半頃より出入息アラク相成、同夕方御病体相治候。同九日朝両角玄吉参着之処、病も治り候事故、容体相伺候儀無扨相断申候。……

(国泰寺「五代文道日鑑記」天保7年8月29日)

弁諦は7月6日に発病し重体になったが、8日夕方に突然治り、駆けつけた医師の診察を断ったという。等澗院では「甚六ツケ敷文言」として不審をいただき、役僧妙光房を善光寺に派遣したところ、「七月八日遷化ニ間違無之」という報告がもたらされた⁽²²⁾。主を失った善光寺は「跡ニ者十五六歳を首座ニ而幼年之弟子都合四人御座候」という状態で、等澗院も「扱々弟子中も不幸無此上事ニ奉存候」と同情を禁じ得な

かった。

檀立は急遽出府し、9月18日芝宿坊に「丈室大病之趣」を伝えた。当然このとき死亡の事実を伝えたはずである。しかし弁諦の「御修覆皆出来迄者隠願書差出候事暫時之間致延引度候」との遺志にしたがい、江戸の松前藩役人との間に「右之段御合可被下旨示談」したのである⁽²³⁾。

弁諦の死亡が公表されたのは翌8年4月8日であった⁽²⁴⁾。たまたま国泰寺では住職の交代期にあたり、6代香国が赴任の途中であった。香国は4月16日有珠会所に到着してこの「訃音」に接し、善光寺を訪れ弔問したのである⁽²⁵⁾。しかしその日の「日鑑記」には「善光寺江披露旁被参候。然ル処丈室弁浄和尚円寂ニ付諷経被致候」とあり、住職名を誤って記している。

善光寺からの手紙によると、役僧が出府して6月14日弁諦の死亡届を提出し、6月25日寺社奉行から「後任人選之御達し」があった⁽²⁶⁾。しかしなぜか後任は任命されず、順立が就任するまで4年間善光寺は無住であった。この間、後述する仙海（7世）が院代として派遣され寺務を執っていたのである。

6世順立（梅誉）

順立は牛込建勝寺の住職であった。順立が嘉永4年(1851)に提出した隠居願が善光寺に残っている。

拙寺儀、天保十三寅年住職被仰付、十ヶ年来無事寺務仕候段、……然処当春已来疝疾差起り住職難相成奉存候。依之隠居被仰付度奉願候。

（善光寺「嘉永四年梅誉上人隠願一件」）

これによると順立は天保13年(1842)住職に任命されたという。しかし「江戸幕府日記」には天保12年12月15日に「御礼登城」、同19日に「御暇登城」の記事があり、以下の「有珠善光寺文書」の一連の記事とを総合すると、順立の任命は天保12年と考えなければならない。

「有珠善光寺文書」には断片的ながら、順立の任命から善光寺着任までを記した「梅誉上人代草日鑑」がある。その関係部分を抄出する。

(11月18日)朝早六ツ時駕籠ニ而罷出。……御成門ニ而御役者待請、引明ケ時璉界上人御役者仕立ニ而被相出、建勝寺跡ニ添発駕、稲葉丹後守殿 御内寄合別席ニ相扣、四ツ時頃 御例席ニ而松平伊賀守殿御申附、

蝦夷地善光寺住職牛込建勝寺順立江被仰付。

畢而低頭退去、直様御役者璉界上人同道、御役家江御礼廻り老若・寺社、畢而松平伊賀守殿御宅ニ而寺社掛加藤角右衛門殿ニ面会、三通之伺願書差出、尚廿九日役僧差上候間宜と申頼置退出、尤璉界上人御口添、神田橋ニ而供廻り等暫休息、畢而丸之内御役家不残回礼相済、芝山方丈江参上、専達上人江参上、住職 仰付之御礼申述、宿坊江帰。

（「有珠善光寺文書」C-01-05~06）

(12月15日)
寅上刻七分時
方惣支度挑灯
引前、御成門

今日於 御城 蝦夷地 御目見仕住職御礼 善光寺 申上難有奉存候

ニ至、璉界和尚待合、同駕ニ而御城江上り松之間ニ扣居、璉界上人無程引取、暫過四ツ刻と思敷頃、御坊主案内ニ而帝鑑之間と申所桂之敷居際ニ着座、献上物右之前ニ差置、御役掛り御例席之上（以下欠）。

（「有珠善光寺文書」C-01-03）

(12月19日)登 城帰国御暇被成下、御時服三ツ拝領之、当番之御城坊主江百匹包式ツ懐中いたし居、御城ニ而相渡。……続而老若・御役家廻り相済、本所感應寺江立寄、深川様江至泊、即日松家江吹聴使僧遣之候事。

（「有珠善光寺文書」C-01-12）

天保12年11月18日順立は稲葉丹後守邸に開かれた寺社奉行内寄合の席で、松平伊賀守から善光寺住職の任命を言い渡され、表2が示す通り12月15日に「御礼登城」、12月19日に「御暇登城」があった。順立は先例にならない、冬期における奥州・蝦夷地の道中が困難なため明年

2月下旬までの滞府願を寺社奉行に提出している⁽²⁷⁾。

次に順立の江戸出立に関する記事を抄出する。

(2月27日) 寺社監御掛り伊賀侯并阿部侯江為御暇乞御直参之事。

拙寺儀、明後廿九日暁六ツ時蝦夷地江出立仕候。此段御届申上候。以上。

(天保13) 寅二月廿七日 蝦夷地善光寺
松平伊賀守様 御役人中

(2月28日) 深川様ニ而御暇乞之御馳走隨身一統江被下之、但夕飯□出発仕度、夜ニ入本尊様江御礼読経御暇乞申上、畢而役向部屋不残江暇乞ニ相廻、夜亥刻頃と少々休□、八半刻驚覚。

(2月29日) 七ツ刻饗後御暇乞申上発軫之所、深川御丈室玄関式台迄御送、役向一統下座敷迄送有之、尚又高橋迄見送り有之。○千住宿橋本屋ニ而休。溢有和尚・定本和尚・蜜順和尚・円隆・深川親方・専円寺和尚・鶴田要助同所出瀉迄見送、橋本屋ニ而料理差出之。

(「有珠善光寺文書」C-01-20~21)

天保13年2月27日寺社奉行に改めて暇乞いをし、28日深川靈巖寺で饗応を受け、本尊への読経、役僧への挨拶があり、29日同寺を発駕したのである。これをみると、順立も靈巖寺で修行したひとりかも知れない。

順立が箱館に到着したのは3月27日であった⁽²⁸⁾。1か月程箱館に滞在し、有珠には4月24日到着し、院代仙海との間で入院交代式が行われた。

(4月24日) 四ツ時アフタ御出立、御駕籠。牧士中・支配人中不残御供、白会所御休、御支度等相揃、八ツ時無滞御入院、一同恐悦申上ル。

(「有珠善光寺文書」C-03-10)

先にみた順立の隠居願は嘉永4年11月18日に許可された。

十一月十八日御本坊と密順并ニ善光寺代僧御呼出ニて罷出候処、蝦夷地善光寺願之通

り寺社脇坂淡路守殿江何之上隠居御免被仰付、無住中取締等被仰渡候。

(善光寺「嘉永四年梅誉上人隠願一件」)

密順は増上寺内に置かれた善光寺宿坊であり、本山増上寺との連絡に当たっていた。この日寺社奉行脇坂淡路守に呼び出され、順立の隠居願が許可されるのである。

7世仙海(性誉)

仙海は長州萩の農家に生まれ、報恩寺に入つて得度し、文政4年(1821)増上寺学寮に入つて修学している⁽²⁹⁾。そして天保9年(1840)蝦夷地へ渡り、院代として5世弁諦の死後無住となっていた善光寺の寺務を執つた。「有珠善光寺文書」には、「当山知事仙海和尚」が亡師定仙和尚(報恩寺13世)への「報謝」として、「天保十一年無住中松前・江差両所」に募財し、内仏靈牌前に毎月供物をそなえ慰霊したと書かれている⁽³⁰⁾。

そして同13年新任の順立を迎えることになる。順立の箱館滞在中、善光寺役人松井藤蔵が提出した覚書がある。

覚

善光寺院代 仙海

右者今般隨身仕候ニ付、是迄之通院代役被申附候間、此段御届申上候。以上。

(天保13) 寅四月八日 松井藤蔵

箱館御役所

(「有珠善光寺文書」C-03-06)

箱館で一行を出迎えた仙海は、順立から引き続き院代を務めるよう命じられ、この旨箱館役所に届け出たのである。

その後、仙海は弘化4年(1847)江戸に帰り、嘉永2年(1849)駒込専念寺の住職となったという⁽³¹⁾。その2年後、順立の隠居にともない、仙海は善光寺住職に任命され再び蝦夷地に赴任するのである。『増上寺史』には典拠が示されていないが、増上寺が仙海を推挙したのは嘉永4年12月1日であるという。任命日は不明であるが、「江戸幕府日記」に嘉永5年5月15日の「御礼登城」があるので、その直前であろう。「江戸

幕府日記」には「御暇登城」が見えないが、差し当り次の史料が参考になる。

(19日)七ツ時驚覚ニて夫々用意挑灯引、御登城、蘇鉄之間江御扣、御坊主習礼之上、雁之間ニて御時服三枚拝領、御暇被下置退去、当番之御坊主江金百匹御忍ニ被遣、下城懸ケ御役家不残、松家江も御廻勤之事。専念寺江御引取、御本坊江者腹病ニて役僧を以相届ケ候事。役寮同断。

(「有珠善光寺文書」D-03-01)

これは仙海の「御暇登城」の記事であり、これまでの例から推して嘉永5年5月19日と考えられる。

仙海の江戸出立については次の史料がある。

右者今般交代就 御用、明後九日暁六ツ時増上寺御山内宿坊と発足、蝦夷地江被通行候条、書面之人馬無遅滞継立、先規之通り取斗且渡船川越休泊等聊差支無之様相心得可申候。以上。

嘉永五子七月七日 蝦夷地善光寺役人

池田伊右衛門

自武州千住之宿日光道中、夫と奥州筋津軽領三馬屋迄

右宿々問屋・年寄・宿役人中

(善光寺「蝦夷地善光寺住務演説書」)

これは蝦夷地への出発を前に道中宿々に出した先触であり、おそらく予定通り7月9日に出立したものと考えられる。

その後の日程は不明であるが、増上寺側の記録と思われる日記に次の記録がある。

(10月14日)御隠居梅誉上人御着ニ付、千住宿迄御宿坊と御出迎之事。御出懸御本坊并ニ両役寮江無滞御寺渡仕、今日帰府之段御届之事。

(11月)蝦夷地と書状来ル。右ニ付、御本坊并ニ両役寮江相届ケ候事。文面如左之。

乍恐書附を以御届申上候

一、拙僧儀、御余光を以道中無滞九月廿一日入山、如先規之仏像・経書・諸什物等御届申上候。以上。

嘉永五子九月廿二日 蝦夷地善光寺 印

増上寺御役者中

(「有珠善光寺文書」D-03-02)

嘉永5年10月14日に善光寺前住の順立(梅誉)が江戸に帰着している。11月になって仙海が9月21日に入院交代を済ませたという報告が届いた。順立はその交代を終えて帰途についたのであろう。

仙海が入院した翌6年3月6日、有珠山が再び噴火している。

巳ノ刻松井季吉レブンケと発書到、廿一日出先と。当六日夕とウス山鳴動、其節迄不止、右ニ付ウス・アブタ夷人、会所共立退之由、善光寺ハ什物為取運レブンゲ会所へ立退カレ、松前江伺書御差出之報為知也。

(国泰寺「七代真州日鑑記」嘉永6年3月27日)

善光寺住僧はひとまず礼文華(現豊浦町)会所に逃れ、その後長万部に移り安政4、5年頃まで避難生活が続いた⁽³²⁾。

この避難中の安政2年(1859)蝦夷地が上知され、再び幕府の直轄地となった。幕府は松前藩のほか仙台・南部・津軽・秋田4藩に命じて蝦夷地を分担警備させた。同6年には会津・庄内両藩を加えた東北6藩による分領が実施され、有珠は南部藩の警衛地、長万部は同藩の領地となっている。

この仙海は避難生活を続ける中で、末寺の造営に精励した。安政4年(1857)2月、善光寺は末寺13か所の創建を寺社奉行に出願している。これに対し、寺社奉行は増上寺に照会のうえ「先三四ヶ所も取建、場所之儀者箱館奉行承合、其余之分者追而之模様次第連々ニ取建候様致へし」と通達した⁽³³⁾。仙海と増上寺は、安政年間から慶応年間にいたるおよそ10年間に護国寺(宗谷)・満岡寺(室蘭)・善導寺(長万部)など10余か寺の末寺を次々に建立し、教線の拡大に努めたのである⁽³⁴⁾。

仙海は幕末維新の混乱のなか善光寺を住持し、明治3年(1870)12月病気を理由に8世徹舟(勇誉)と交代した。「有珠善光寺文書」の「明治三庚午極月/性誉上人寄附/新什物帳/勇誉

上人御代」と題する什物帳は、この交代のとき作成された台帳である。

おわりに

等澗院・善光寺・国泰寺の「蝦夷（地）三か寺」は創建200年を迎える。各寺の個別研究は少なくないが、等澗院・国泰寺に比べて善光寺の研究が立ち遅れている感は否定できない。それはひとえに有珠山の噴火による関係史料の散逸に起因する。しかしここに発見された「有珠善光寺文書」は、善光寺の研究に大きな光明を与えるものである。しかし同文書は土壁下紙として使用されていたことから保存状態が悪く、関係者の努力にもかかわらず完全な復元は望めない状態であり、他の関係史料との照合が不可欠となっている。幸い国泰寺の「日鑑記」には善光寺の関係記事が豊富に掲載されており、これと対照することにより同文書の分析が促進されるものと確信する。

本稿は、あくまでも善光寺住職の交代という限定的な考察に過ぎないが、上記の観点から善光寺を多角的に研究する第一歩である。「蝦夷（地）三か寺」の総合的研究は緒についたばかりであり、本稿がその一助になれば望外の喜びである。

最後に、以上の考察によって明らかになった善光寺住職の交代日程を表3に表示する。若干の不明部分があるが、今後の検討を待つことにしたい。

〈注〉

- (1) 村上博了『増上寺史』（大本山増上寺、1974年）。同書によれば、増上寺は戦前「蝦夷地史料」43冊を所蔵していたが、1945年5月の空襲で焼失したという。
- (2) 財団法人文化財建造物保存技術協会編『史跡善光寺跡修理工事報告書』（伊達市、1989年）。
- (3) 国泰寺「日鑑記」は4代仙叟の時代を除いて32冊あり、厚岸町立教育研究所が『厚岸国泰寺日鑑記解説研究』9冊（1963～1968）を刊行し、最近では初代から5代までの「日鑑記」が厚岸町史編集委員会編『新厚岸町史』資料編第1巻・日鑑記上（厚岸町、2003年）として刊行されている。
- (4) 前掲注(1)
- (5) 国立公文書館所蔵「落葉集」87「蝦夷地善光寺届」
- (6) 国泰寺「初代文翁日鑑記」、『等澗院文書』第5巻「蝦夷地寺院御取建住職記」
- (7) 須藤隆仙『北海道と宗教人』（教学研究会、1965年）に文書発見の経緯が記されている。また善光寺には大坂西方寺から贈られた莊海の位

表3 善光寺住職交代表

住職名	任命	御礼登城	御暇登城	江戸出立	箱館到着	入院交代	隠願許可/没
① 莊海(祐普) (久美浜本願寺)	文化 1. 4. 6 (1804)	文化 1. 6. 1	文化 2. 3. 7 (1805)	文化 2. 4. 2	文化 2. 5	—	— 文化 2. 5. 5(没)
② 鸞洲(鳳普) (小石川伝通院)	文化 2.11.18 (1805)	文化 2.12. 1	文化 2.12. 7	文化 3. 5.14 (1806)	文化 3. 6.12	文化 3. 6.20	文化10. 8.18 (1813)
③ 弁瑞(響普)	文化10. 9. (1813)	文化11. 7. 1 (1814)	文化11. 7. 5	文化11. 8.29	文化11.10.18	文化11.12. 2	— 文政 8. 1.25(没)
④ 弁定(麟普)	文政 8.11. 6 (1825)	文政 8.11.14	文政 8.11.19	文政 9.10. 5 (1826)	文政 9.11. 8	文政 9.12. 4	天保 3. 6.18 (1832)
⑤ 弁諦(貫普) (鯨ヶ橋香蓮寺)	天保 3.11.18 (1832)	天保 3.⑩. 1					— 天保 7. 7. 8(没)
⑥ 順立(梅普) (牛込建勝寺)	天保12.11.18 (1841)	天保12.12.15	天保12.12.19	天保13. 2.29 (1842)	天保13. 3.27	天保13. 4.24	嘉永 4.11.18 (1851)
⑦ 仙海(性普) (駒込専念寺)		嘉永 5. 5.15 (1852)	嘉永 5. 5.19	嘉永 5. 7. 9		嘉永 5. 9.21	明治 3.12 (1870)

(注) 空欄は不明。住職名の下に寺院名は、任命時の在任寺院。

- 牌が残っている。この位牌には「(表)開山 天蓮社祐誉上人信阿湛燈莊海大和尚」「(裏)文化二丑天五月上五日 大坂西方寺納入」とあり、5月5日の死没が裏付けられる。
- (8) 前掲注(2)
- (9) 前掲注(1)
- (10) 『浄土宗全書』18巻(浄土宗開宗八百年記念奉讃準備局、1971年)所収「徳本行者伝附録法弟小伝」中に鸞洲の伝記「江戸誓願寺鸞洲大和尚」が記載されている。
- (11) 渡辺茂『新稿伊達町史』上巻(伊達町、1972年)
- (12) 国泰寺「二代萬全日鑑記」、『等澗院文書』第5巻「御用向留扣」
- (13) 前掲注(10)
- (14) 前掲注(10)所収「大基上人略伝」
- (15) 「有珠善光寺文書」他-02-02
- (16) 「ウス山焼善光寺役僧日記写」「東蝦夷地ウス山焼見分書」(ともに国立公文書館所蔵)
- (17) 前掲注(11)
- (18) 国泰寺「五代文道日鑑記」
- (19) 国泰寺「御尊牌一条記」
- (20) 隠居許可後の弁定は3世弁瑞がつくった「念仏上人子引歌」を版行し、それはさらに7世仙海によって再版されたが、その序文に「(天保3年7月25日)えみしが浦白の山寺仏彦しるす」とあり、近代の弘布において「仏彦とは弁定の号」と注している。
- (21) 『浄土宗全書』19巻(浄土宗開宗八百年記念奉讃準備局、1971年)所収「浄源脈譜」。靈巖寺の御教示によると、諦誉哲巖は文政10年6月10日靈巖寺27世住職となり、天保4年1月飯沼弘経寺に転出、次いで鎌倉光明寺に移り、天保14年12月17日に遷化している。
- (22) 国泰寺「五代文道日鑑記」天保7年9月15日
- (23) 同上天保7年12月28日
- (24) 同上天保8年4月24日
- (25) 国泰寺「六代香国日鑑記」天保8年4月16日
- (26) 同上天保8年10月21日
- (27) 「有珠善光寺文書」C-01-37
- (28) 「有珠善光寺文書」C-03-03
- (29) 前掲注(1)
- (30) 「有珠善光寺文書」他-17-01
- (31) 前掲注(1)
- (32) 前掲注(2)
- (33) 『大日本古文書・幕末外国関係文書』17巻269号文書
- (34) 前掲注(1)。また善光寺による末寺造営については、谷本晃久「幕末期、蝦夷地への寺院建立と開拓政策」(今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』、岩田書院、1998年)に詳しい分析がある。